救急業務デジタル化事業委託業務

公募型プロポーザル実施要領

１　目的

　　この要領は、救急医療支援システムの構築と運用、保守管理業務に係る契約の相手方となる事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

２　業務概要

（１）業務名

救急業務デジタル化事業委託業務（以下「本業務」という。）

（２）業務内容

　　　別紙仕様書のとおり

（３）業務期間

　　　契約締結日から令和７年３月３１日まで

３　提案上限額

　　１６，３６８，０００円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

　 ※ 本金額は、プロポーザルのために設定した金額であり、契約金額ではない。

４　留意事項

　　本公募は、令和６年度当初予算成立を前提とした年度開始前の準備手続であり、市議会において当初予算案が否決された場合、変更又は中止することがある。

５　参加資格要件

　　本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての条件を満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和５・６年度江別市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。登録されていない者にあっては、「９ 提出書類（３）」の書類を提出すれば参加できること。

（３）江別市競争入札参加資格関係事務取扱要綱（平成１１年３月１０日施行）による指名停止を受けていないこと。

（４）江別市暴力団排除条例（平成２５年条例第３８号）第７条第１項に規定する暴力団関係事業者等でないこと。また、役員等が同条例第２条第２号に規定する暴力団員でないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更生手続開始の申立てをしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続開始の申立てをしている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

（６）国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。

 (７) 同種システムの3年以上の本運用実績があること。

６　日程

（１）公募開始（実施要領等の公表）　　　令和６年２月２１日（水）

（２）質問書の提出期限　　　　　　　　　令和６年２月２８日（水）午後５時まで

（３）企画提案書等の提出期限　　　　　　令和６年３月１３日（水）午後５時まで

（４）プレゼンテーションの実施日　　　　令和６年３月２７日（水）

（５）選定結果の通知・公表　　　　　　　令和６年３月２９日（金）まで

７　質問の受付及び回答

　　本件に関する質問は、企画提案書の作成に係る質問に限るものとし、選定基準及び審査に係る質問は一切受け付けない。

（１）受付期間

　　　令和６年２月２１日（水）から令和６年２月２８日（水）午後５時まで

（２）受付方法

　　　質問書（様式１）を使用し、電子メールにより提出すること。

（３）提出先

　　　「16　問い合わせ・提出先」

（４）回答方法

　　　令和６年３月５日（火）までに質問者に電子メールで回答し、回答内容は質問した事業者名等を伏せた上で江別市ホームページに掲載する。

８　参加申込の受付

（１）申込受付期間

　　　令和６年２月２１日（水）から令和６年３月１３日（水）午後５時まで

（２）申込受付場所

　　　「16　問い合わせ・提出先」

（３）申込受付時間

　　　午前８時４５分から午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

（４）申込方法

　　　下記「９　提出書類」を正本１部、副本７部の計８部、持参または郵送（必着）で提出すること。

（５）辞退

　　　参加申込後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式２）を提出すること。

９　提出書類

（１）参加申込書兼誓約書（様式３）

（２）会社概要（任意様式）

　　　所在地、資本金、事業内容、社歴などが確認できるもの（会社パンフレット等の使用も可）

（３）江別市競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、下記の書類も提出すること。

ア 法人にあっては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

イ 商号登記をしている個人にあっては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

ウ 商号登記をしていない個人にあっては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

エ 印鑑（登録）証明書　[複写可、拡大・縮小は不可]

オ 納税証明書　[複写可]

国税の未納の税額がないことの証明書

（個人事業主にあってはその３の２、法人にあってはその３の３）

カ 都道府県税及び市町村税の完納証明書等　[複写可]

本店所在地における都道府県税及び市町村税（支店等が入札及び契約を行う場合は0本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税）の完納を証明する書類（新規に支店等を開設した場合は、法人等開設届（写し））

（４）業務実績書（様式４）

（５）企画提案書

　 ア サイズはＡ４判（縦横不問で図表等については、必要に応じてＡ３判の折込でも可）で総ページ数を１００ページ以内とすること。

　 イ 日本語で記載し、目次及びページ番号を付与すること。

　 ウ 提案書の表紙には、企画提案書類提出届（様式５）を添付すること。（表紙は、総ページ数に含まない。）

　 エ 提出にあたっての留意点

　 （ア）提出期限後の書類の差替え、再提出及び追加は認めないこととする。ただし、やむを得ない理由により修正又は変更が生じた場合で、市が承諾した場合は、この限りではない。

　　（イ）書類の作成、提出及びプレゼンテーション審査参加に係る費用は、全て参加者の負担とする。

　　（ウ）提出された書類は返却しない。

　　（エ）１事業者につき１提案とする。

（６）見積書

　 ア 本業務に係る見積書

（ア）見積書に記載する金額は、本業務に係る事業費（消費税、地方消費税を含む。）とし、日本円で記載すること。

　 （イ）見積書に記載する金額が、「３　提案上限額」を越えないこと。

（ウ）積算の詳細が分かるように内訳を記載すること。

　 イ 令和７年度、令和８年度の維持管理費に係る見積書（提案上限金額に含まない。）

　　　年額及び月額費用を項目ごとに記載すること。

10　審査基準

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 審査内容 |
| １ 全体評価　 | 基本方針 | システムの導入目的を理解し、当市の抱える課題解決に向けた提案となっているか。 |
| ２ 技術評価  | 機能要件 | 仕様書に示す要件等を踏まえた具体的な提案がされているか。システムを運用していく上で有効な提案がされているか。 |
| 作業要件 | 稼働開始まで円滑かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか。 |
| セキュリティ要件 | 個人情報保護や情報セキュリティ対策への対応が具体的かつ万全であるか。 |
| 保守要件 | 仕様書に示した保守要件に対応した提案がされているか。 |
| 研修等 | 研修内容、時期等について具体的に記載されており、その内容が充実しているか。 |
| 拡張性 | 他システムとの連携など、将来性、拡張性について費用の低廉化を考慮した提案がされているか。 |
| ３ 価格評価  | 事業費 | 見積価格の評価（本業務の事業費） |
| 維持管理費 | 見積価格の評価(令和７年度、８年度の維持管理費) |

11　選定方法

（１）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

　　　本業務の受託候補者については、市職員等で組織する「救急業務デジタル化事業委託業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に対して、企画提案書に基づきプレゼンテーション（３０分以内）を行い、プレゼンテーション終了後、ヒアリング（１５分以内）を行う。

（２）審査方法

提出書類の内容及びプレゼンテーション並びにヒアリングの結果に基づき、選定委員会が審査評価基準に照らし審査を実施し、最高得点の事業者を受託候補事業者として選定する。

なお、最高得点の提案者が複数ある場合は、選考委員会の議決により選定する。

（３）プレゼンテーション及びヒアリングの日程

日時：令和６年３月２７日（水）午後１時３０分から

場所：江別市消防本部

（４）その他

ア プレゼンテーションの参加者は、１事業者につき３名以内とする。

イ プレゼンテーションの順番は、申込み受付の早い順とする。

ウ プレゼンテーションに必要な機材は、提案者において用意すること。ただし、プロジェクター及びスクリーンは消防本部警防課で用意する。

12　審査結果

　　審査結果は、令和６年３月２９日（金）までに全ての参加者に電子メール及び文書

で通知するとともに、当市ホームページに公表する。

選考結果に対する問い合わせ及び異議等は一切受け付けない。

13　失格要件

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

（１）参加資格要件を満たしていない場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）本実施要領等に示した提出方法、提出期限及び提出場所を守らなかった場合

（４）審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

（５）提出された見積金額が提案上限金額を超過している場合

14　契約に関する事項

江別市契約に関する規則（昭和４３年規則第１号）等の関係法令の規定に基づき、受託候補者と契約を締結する。

なお、仕様書、契約条件等の詳細については別途協議するものとする。

選定した事業者が契約を締結しない又は協議が整わなかった場合は、その選定を取り消すとともに、選定委員会において次点となった者と契約内容について協議を行った上で契約締結に向けた交渉を行うものとする。

15　その他

（１）提出された企画提案書類は、江別市情報公開条例（平成１４年条例第７号）の規定に基づき、公文書公開請求の対象となる。

（２）本プロポーザルは、提案者の企画力等を判断するために行うものであり、契約にあたっては仕様等を再度調整した上で委託契約を締結する。市と受託候補者の協議によっては、契約仕様が採択された提案内容と異なる場合がある。

（３）契約代金の支払いは、原則として本業務完了後の精算払いとする。

16　問い合わせ・提出先

　　江別市消防本部警防課（救急需要対策担当）担当：高橋・上枝

　　　〒069-0817　北海道江別市野幌代々木町80番地の８

　　　電話：011-382-5431

　　　MAIL：[keibo@city.ebetsu.lg.jp](http://ebtgw.pub.city.ebetsu.hokkaido.jp/cgi-bin/dneo/zwmljs.cgi?_=1701734741625)